

陳 情 文 書 表

| | |
|---|--|
| 平27陳情第3号 | 平成27年5月20日受理 |
| 件 名 | 保険診療への消費税をゼロ税率課税（免税措置）とする意見書提出を求める陳情 |
| 陳情者 | 横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビルディング2階 神奈川県保険医協会 理事長 森 壽生 |
| 陳 情 の 要 旨 | |
| <p>政府は、平成29年4月に消費税率を10%に引き上げることを決めました。同時に軽減税率を導入するため、与党税制協議会において、本年秋までに軽減税率の対象品目、区分経理等をまとめようとしています。</p> <p>保険診療は、消費税法上、社会政策的配慮により非課税とされています。しかし、医療機関が医療を提供する際に必要とする医薬品、治療材料、医療機器等の購入費用については、非課税扱いではありません。このため医療機関は一般事業者のように仕入税額控除ができず、最終消費者として消費税を全額負担（損税）しています。</p> <p>第18回医療経済実態調査（平成23年6月厚生労働省実施）のデータを基にした日本医師会の試算では、その負担額は当時の税率5%で計算すると、無床診療所で約260万円、有床診療所で約561万円、病院で約1億70万円に上ります。歯科診療所でも約72万円となり、税率8%では約114万円、税率10%では約143万円の負担になると試算されています。過去に消費税対応として診療報酬等に補てんされた1.53%分は雲散霧消し、平成26年4月の税率8%と診療報酬の同時改定では、基本診療料に消費税分1.36%の上乗せ対応がされました。医療機関が個々に負担した消費税を診療報酬で還元するのは不可能であることから、抜本的な解決が必要です。</p> <p>2015年度与党税制改正大綱では、「医療に係る消費税等の税制のあり方について、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を『見える化』することなどにより実態の正確な把握を行い、税制上の措置については、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る（一部抜粋）」と明記され、抜本的解決に向けた議論が与党内で行われています。</p> | |

医療費抑制政策の下、消費税率が10%に引き上げられれば、消費税負担によって倒産する医療機関が出てきます。自治体病院でも相当な損税負担が生じています。地域医療の確保のためにも消費税法を改正し、保険診療を非課税から課税対象に改め、食料品とは明確に区分できる保険診療に適用する軽減税率はゼロ%（実質免税措置）にすべきです。

医療は国民生活に不可欠であり、国民は命や健康を維持するために選択の余地はありません。保険診療に課税しても患者に消費税負担がなく、医療機関も仕入れで負担した消費税額の控除が可能となり、還付申告することで損税負担が解消されます。

つきましては、地域医療の確保の観点から、次の事項について、地方自治法第99条による意見書を国に提出していただくよう陳情します。

陳情事項

国に対し、保険診療への消費税非課税を改め、課税した上で軽減税率ゼロ%を適用し、実質免税措置とする意見書を提出すること。